変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう！変形労働制75

「止めよう！変形労働制」ニュース No.75　全北海道教職員組合　2020.10.7

道教委の意向調査に対する声明と、アンケート結果(速報)を発表

当事者である教職員の声を無視した条例制定の手続きは認められません

●10月6日現在、693名から回答～「活用したい」との回答はわずか6%

「１年単位の変形労働時間制」導入を可能とするための条例制定にあたって道教委が行った意向調査に対し、道教組は緊急アンケートを実施しました。昨日までに６９３名から回答を得ることができました。

道教委は、意向調査の回答状況について、「すべての道立学校および市町村教委から回答があった」とし、「令和４年度以降からの導入も含め『活用できるよう検討したい』との回答は、道立学校、市町村教委ともに約８割あった」としています。

一方、道高教組・道教組が実施した「緊急アンケート」では、**「活用したい」との回答はわずか６％**にとどまっており、**道教委の意向調査とはあまりにも大きな乖離があります。**

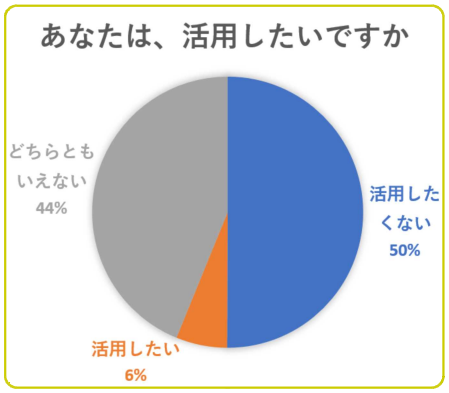

●管理職からの説明は24%、制度導入に関する意見を聞かれたとの回答は4%

文科省は、各都道府県・政令市での条例制定を求めるにあたり、「まず、各学校で検討」することとしています。しかし、「緊急アンケート」では、「１年単位の変形労働時間制」について**管理職からの説明があったとの回答は２４％、制度導入に関する意見を聞かれたとの回答は４％**にとどまっています。**ほとんどの学校では、検討も教職員への意向確認もされていません。**

当事者である教職員の声を無視した意向調査にもとづいて条例制定を行うことは、認められません。

●声明を発表～変形制導入ではなく、抜本的改善をこそ!

道教組は、道高教組と連名で、道教委の意向調査に抗議する声明を発表し、緊急アンケート集計結果(速報)とともに記者発表しました。

学校の長時間過密労働の実態は深刻です。今年度は、新型コロナウイルス感染症に関する様々な対応等により、現場の教職員にはいっそう深刻な負担が生じています。

異常な長時間過密労働解消には、「１年単位の変形労働時間制」導入ではなく、少人数学級実現や教職員の大幅増員などの抜本的改善をこそ行うべきです。少なくとも、現場の声を無視した手続きにより条例を制定させることは認められません。

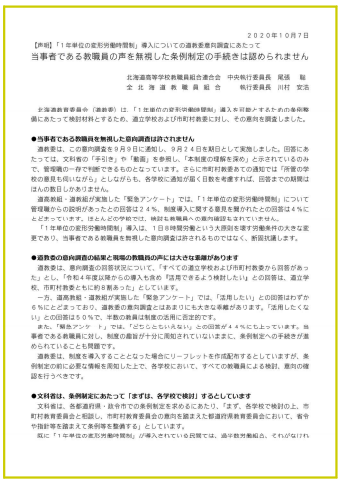

２０２０年１０月７日

【声明】「１年単位の変形労働時間制」導入についての道教委意向調査にあたって

当事者である教職員の声を無視した条例制定の手続きは認められません

北海道教育委員会
全北海道教職員組合

北海道教育委員会（道教委）は、「１年単位の変形労働時間制」導入を可能とするための条例制定にあたって検討材料とするため、道立学校および市町村教委に対し、その意向を調査しました。

●当事者である教職員を無視した意向調査は許されません

道教委は、この意向調査を９月９日に通知し、９月２４日を期日として実施しました。回答にあたっては、文科省の「手引き」や「動画」を参照し、「本制度の理解を深め」と示されているのみで、管理職の一存で判断できるものとなっています。さらに市町村教委あての通知では「所管の学校の意見も伺いながら」としながらも、各学校に通知が届く日数を考慮すれば、回答までの期間はほんの数日しかありません。

道高教組・道教組が実施した「緊急アンケート」では、「１年単位の変形労働時間制」について管理職からの説明があったとの回答は２４％、制度導入に関する意見を聞かれたとの回答は４％にとどまっています。ほとんどの学校では、検討も教職員への意向確認もされていません。

「１年単位の変形労働時間制」導入は、１日８時間労働という大原則を壊す労働条件の大きな変更であり、当事者である教職員を無視した意向調査は許されるものではなく、断固抗議します。

●道教委の意向調査の結果と現場の教職員の声には大きな乖離があります

道教委は、意向調査の回答状況について、「すべての道立学校および市町村教委から回答があった」とし、「令和４年度以降からの導入も含め『活用できるよう検討したい』との回答は、道立学校、市町村教委ともに約８割あった」としています。

一方、道高教組・道教組が実施した「緊急アンケート」では、「活用したい」との回答はわずか６％にとどまっており、道教委の意向調査とはあまりにも大きな乖離があります。「活用したくない」との回答は５０％で、半数の教職は制度の活用に否定的です。

また、「緊急アンケート」では、「どちらともいえない」との回答が４４％にもとっています。当事者である教職員に対し、制度の趣旨が十分に周知されていないままに、条例制定への手続きが進められていることも問題です。

道教委は、制度を導入することとなった場合にリーフレットを作成配布するとしていますが、条例制定の前に必要な情報を周知したとて、各学校において、すべての教職員による検討、意向の確認を行うべきです。

●文科省は、条例制定にあたって「まずは、各学校で検討」するとしています

文科省は、各都道府県・政令市での条例制定を求めるにあたり、「まず、各学校で検討の上、市町村教育委員会と相談し、市町村教育委員会の意向を踏まえた都道府県教育委員会において、看守労働計等を踏まえて条例等を整備する」としています。

既に「１年単位の変形労働時間制」が導入されている民間では、過半数労働組合、それがなけれ